

## 大切なお知らせ

# 令和4年10月支給分から 児童手当の制度が一部変更になります

## 変更1 現況届の提出が原則不要になります！！

中能登町では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ①支給要件児童の住民票が中能登町にない方
- ②受給者と支給要件児童の世帯が別の方
- ③配偶者の住民票が中能登町にない方
- ④離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ⑤その他、中能登町から提出の案内があった方



提出が必要な方には中能登町から案内と現況届を送付します。(6月上旬)

## ■その他、以下の変更事項があった方は届出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- ③受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ⑤受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- ⑥離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

※必要な届出が遅れたために過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただきます。

裏面に続きます。  
必ずご確認ください。